

契約書（案）

件名 スターリンク設備導入及び衛星通信サービス利用契約

契約期間 自 令和 6 年 月 日から
至 令和 1 1 年 1 1 月 3 0 日まで

契約金額 1 スターリンク設備本体費用 円 -
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 -)

2 新規契約料 円 -
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 -)

3 初期設定費 円 -
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 -)

4 衛星通信サービス利用料総額 円 -
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 -)

衛星通信サービス利用料内訳

令和 7 年度	円	-	(月額 円 -)
令和 8 年度	円	-	(月額 円 -)
令和 9 年度	円	-	(月額 円 -)
令和 10 年度	円	-	(月額 円 -)
令和 11 年度	円	-	(月額 円 -)

契約保証金 円 (※ 1～3に係る契約金額の 100分の10以上と 4の令和7年度総額の100分の10以上)

発注者 大分県知事 佐藤 樹一郎（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）とは、スターリンク設備（以下「物品」という）導入及び衛星通信サービス利用契約について、次のとおり契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 甲が乙から購入する物品の単価、規格品質、納入場所及び履行期限等は、別紙仕様書のとおりとする。

（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

（業務内容の変更等）

第3条 甲は、必要がある場合には、本業務の内容を変更し、又は本業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(期間の延長)

第4条 乙は、その責めに帰することができない業務の発生等により、履行期限までに物品を納入することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があると認めたとときは、履行期限を延長するものとする。

(損害の負担)

第5条 本業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の賠償は、乙の負担により行うものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合は、この限りではない。

(履行遅滞に対する賠償金)

第6条 甲は、乙が、履行期限までに物品を納入しない場合は、契約金額につき、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。

- 2 甲の責めに帰する理由により、第10条第2項及び第11条第2項の契約金額の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で甲に対して遅延利息の支払を請求することができるものとする。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、物品を納入したときは、書面により速やかに甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項に規定する通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格した後、成果物引渡書（第1号様式）により引渡しを受けるものとする。
- 3 前項の検査に合格しないとき、乙は、甲の指定した期間内に補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。この場合において、甲は、乙から補正完了の通知を受けた日から起算して10日以内に再検査を行い、再検査に合格した後、引渡書により引渡しを受けるものとする。

(所有権の移転)

第8条 物品の所有権は、前条第2項の当該物品の引渡しをうけたときに、甲に移転する。

(契約保証金の還付)

第9条 甲は、第7条の規定による物品の引渡後に、乙から契約保証金還付請求書（第2号様式）により還付の請求があった場合には、これと引き換えに契約保証金のうち物品の納入にかかる費用に該当する範囲を還付するものとする。

- 2 甲は、契約期間満了後に、乙から契約保証金還付請求書（第2号様式）により還付の請求があった場合には、これと引き換えに契約保証金の残額を還付するものとする。

(物品代金の支払)

第10条 乙は、第7条の規定による物品の引渡を全て完了したときは、請求書(第2号様式)により、契約金額の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、適法な請求を受けた日から起算して30日以内に契約金額を支払わなければならない。

(衛星通信サービス利用料の支払)

第11条 乙は、甲に対し通信料及び基本利用料を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、適法な請求を受けた日から起算して30日以内に当該金額を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第12条 乙が第7条第2項により甲に引き渡した成果物について、甲が種類又は品質に関して契約の内容と適合しない部分(以下「契約不適合」という。)を発見したときは、甲は乙に、相当の期間を定めて契約不適合の修補の請求をすることができる。

2 成果物の契約不適合について、修補が不能な場合又は修補を甲の定めた期間内に乙が完了することができなかつた場合、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、その契約不適合により契約の目的が達成されない場合は、契約を解除することができる。

3 成果物について契約不適合があった場合は、甲は乙に、損害の賠償を請求することができる。ただし、契約不適合が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由により発生したときは、甲は乙に対して損害賠償の請求をすることができない。

4 甲は、甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙がその材料や指図が不適當であることを知りながら告げなかつたときは、この限りではない。

5 甲が契約不適合を知つたときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が契約不適合について引き渡しの際に知り、又は重大な過失により知らなかつたときは、この限りではない。

(瑕疵)

第13条 物品の引渡しの日から起算して1ヶ年とし、甲の正常な管理のもとに発生した故障・不具合については、無償にて速やかに復旧修理を行い又は良品と取り替えるものとする。ただし、1ヶ年以上経過であっても乙の瑕疵に係る障害については、無償にて処置するものとする。

(契約の変更)

第14条 甲は、公益上必要があると認めたときは、乙と協議して契約を変更し、もしくはその履行を中止させることができるものとする。

2 この契約締結後において、市場価格等に著しい変動があった場合は、甲、乙協議して契約単価その他の契約内容の変更等を行うことができるものとする。

(契約の解除)

第15条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができ

る。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

- (1) 履行期限までに業務が完了しないと明らかに認められるとき、または、履行期限経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙に誠意がなく、完全に業務が完了する見込みがないと認められたとき。
- (3) 契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。
- (4) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

（違約金）

第16条 前条各号の規定又は第12条第2項の規定により甲が契約を解除したときは、乙は契約金額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由により契約を解除した場合は、この限りではない。

（特約事項）

第17条 この契約、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

（管轄裁判所）

第18条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴訟については、甲の所在地を管轄する大分地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

（契約外の事項）

第19条 この契約に定めのない事項または契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約が成立したことを証するため、この契約書2通を作成し、各自それぞれ1通を所持する。

令和6年 月 日

甲 大分県知事 佐藤 樹一郎 印

乙 住 所

商号または名称

代 表 者 氏 名

印

第1号様式（第7条関係）

成果物引渡書

下記の業務については、契約書第7条第2項の規定による成果物の引渡しを終了しました。

記

- | | |
|----------|--------------------------|
| 1 業務の名称 | スターリンク設備導入及び衛星通信サービス利用業務 |
| 2 契約締結日 | 令和 年 月 日 |
| 3 履行期限 | 令和 年 月 日 |
| 4 業務完了日 | 令和 年 月 日 |
| 5 完了検査日 | 令和 年 月 日 |
| 6 検査員職氏名 | |

令和 年 月 日

(引渡人)

(引受人)

第2号様式（第9条関係）

契約保証金還付請求書

令和 年 月 日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

令和 年 月 日に締結したスターリンク設備導入及び衛星通信サービス利用契約について、先に納付した契約保証金を還付してください。

記

1 業務の名称 スターリンク設備導入及び衛星通信サービス利用業務

2 還付請求金額

契約保証金納付額 ￥ ー

既受領額 ￥ ー

残額 ￥ ー

3 振込先 銀行 支店 （普通・当座）No.
名義

第3号様式（第10条関係）

請求書

¥ _____

ただし、令和 年 月 日に締結したスターリンク設備導入及び衛星通信サービス利用契約について

契約金額 ¥ _____

既受領額 ¥ _____

差引残余金 ¥ _____

上記のとおり契約金額を請求します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

振込先 銀行 支店 (普通・当座) No.
名義